

# グラスランの累進的消費税論と関税論 —カンティロンの循環論の批判的受容—

山本英子（早稲田大学博士課程）

## 1. はじめに

本報告は、18世紀後半のフランスで土地単一税を押し進めるフィジオクラートに対抗したグラスラン（J.-J.-L. Graslin, 1727—90）が、カンティロン（R. Cantillon, 1680?—1734）の循環論から敷衍して論じた累進的消費税論<sup>1</sup>と関税論の関連を示すことを目的とする。

グラスランは、カンティロンの循環論の中に、景気後退を回避するための関税政策が欠けていることを指摘し、この指摘から敷衍して景気後退の予防策としての関税を正当化する。そして、自国内で生産する奢侈品の輸入原料に関税を課すことで、完成した奢侈品が高価になったとしても、その奢侈品を享受する国内の免税特権階級に消費税を負担させて歳入の増加を目指す提案をした。フィジオクラシー思想に依拠する当時の税政策とは異なる手法で、奢侈品になるほど高い税率を課すグラスランの累進的消費税は、欲求と希少性の複合的度合に基づく主観価値理論の規範的な側面を適用した税政策だったのである。

## 2. グラスランの累進的消費税論と、フィジオクラートからの批判

18世紀後半のフランスは、対外戦争のための多額の軍事費に加え、宮廷の乱費によって厳しい財政状況にあったが、租税負担の大部分は農民に課せられ、特権階級の貴族と僧侶、それに医者や芸術家などは税を免れていた。財政改善のために間接税やタイユは増税され、さらに、十分の一税<sup>2</sup>や二十分の一税<sup>3</sup>が課される一方で、徴税請負人が恣意的な徴収によって得た利得は費用として計上され、売官も行われていた。

こうした実態を懸念したケネー（F. Quesnay, 1694—1774）は、担税能力に応じて徴税することを主張し、農業王国としての統治システムを「経済表」に集約させていく。フィジオクラシーと名付けられた彼の思想は、自然の恩恵によって豊富な純生産物を生む農業だけを「生産的」、加工業は生活費しかもたらさず純生産物を生まないため「不生産的」と想定し、あらゆる租税は直接であれ間接であれ、「生産的」な土地所有者の純生産物によって結局は支払われることになるというロジックによって、担税能力を土地所有者だけに認め、担税範

---

<sup>1</sup> グラスラン自身は累進的消費税（Impôt progressif sur la consommation）という語は用いず、間接税（Impôt indirect）として論じている。

<sup>2</sup> もともと教会が教区の農民に課していたが、封建領主が徴収するようにもなっていた。

<sup>3</sup> 1749年から施行されたが、課税に反発した特権階級は免除されていた。

困を純生産物だけに限定する土地単一税を主導していた。ケネーは、間接税を廃止し、土地単一税を直接税として租税の中心に据えることによって、再生産資本である前払を損なうことのないシステムの構築を目指したのだった。

これを批判して、グラスランは『富と税についての分析試論』([1767] 1911)において、フィジオクラートが「自然の無償の贈物」とする農業生産物は、必ずしも毎年豊富な純生産物を生み出すわけではなく、不作であっても土地所有者は土地単一税を負担しなければならないため、「生産的」とされる耕作労働者の生活は疲弊していたことを憂慮した。さらには、多大な利益を得ている「不生産的」な職業者や特権階級が税を負担していないことも問題視した。担税能力に応じて徴収すべきとする原点は同様であっても、ケネーらフィジオクラートの税政策に反対するグラスランは、免税特権階級にも担税能力を認めて税を負担させ得る消費税の導入を主張し、そのための論拠として主観価値理論を展開していく。

グラスランは、富を「人間の欲求（必要・効用・嗜好）と希少性との複合的度合に応じて相対価値を持つ物」と定義する。欲求と希少性という同じ価値基準を有する富全体を課税対象として消費税を導入すれば、免税特権階級を含むあらゆる階級に、各々の消費に応じた税を課すことができ、税収を増やし財政を立て直すことが可能だと判断したのだった。

グラスランが提唱した消費税は、生存に必要な必需品には課税せず、必需品から離れて奢侈品になるほど高率に負担させる累進性をもつものである。通常、税の累進性は、稼得額が大きくなるにしたがって課税率または課税額が大きくなる所得税のしくみを示すが、消費税に対してグラスランが前提とした累進性は、彼の主観価値理論で提示される「富の序列」

(l'ordre de richesse) の規範的重要度に基づいて、消費対象物の課税率を変えることであった。つまり、生計維持のための必需品には課税せず、耕作労働者であれ加工職人であれ、必需品を超えた便宜品の消費には低率で課税し、それが奢侈品に向かうにつれて次第に高率になっていき、富者によって消費される規範的重要度の低い高価な奢侈品には高率の消費税を課するのである。結果的に、高価な奢侈品を多く消費する富者ほど税負担が大きくなっていく能力説に基づいていた。

これに対して、チュルゴは3つの理由を挙げて反論する。第1に、消費税は貧者の負担になるという理由である。しかし、グラスランの提案では必需品のみを消費する貧者には課税されないので貧者の生活を直接的に脅かすものではないため、チュルゴの批判は当たらない。第2に、消費税が導入されると消費者は消費を切り詰め、生産者価格を下げざるを得なくなるという理由である。グラスランは、消費対象物の価値自体は全く増減することではなく、消費税が上乘せされる分だけ価格は高くなるとしていて、生産者価格は下がらないと考えていた(Graslin [1767] 1911, 163)。第3に、富裕な労働者は常にごく少数だから、彼らに課税してもほとんど何も得られないという理由である(Turgot [1767] 1914, 640—641, 訳 135—6)。しかし、税を免れている階級に王国の財のうちの大きな部分が流入していたことを鑑みれば、第3の理由も当たらない。さらに、チュルゴは、少量で高価な商品ほど密輸が容易で

あることを指摘した上で、その密輸の危険性によって見積もられる税収の損失を考慮するならば、そうした少量で高価な商品ほど比例的に消費税の累進税率を減らすべきだという、真逆の持論を展開した (Turgot [1767] 1914, 647—648, 訳 141)。

このように、グラスランの累進的消費税の提案は、フィジオクラシーの全盛期にその教義を根本的に批判するものであり、また財政再建政策として対立するものであった。

### 3. カンティロンの循環論と、マブリの思想

グラスランは、上述の国内での累進的消費税の議論を対外関係の中で発展させるために、カンティロンの『商業試論』([1734] 1755)の第II部第6～8章の循環論と、マブリ (G.B.d'Abbé Mably, 1709—85)<sup>4</sup>のカンティロンに対する見解を提示していく。

グラスランは、カンティロンの主張を直接引用するのではなく、マブリが翻訳した『フォシオン対話』(1763)の中のマブリ自身による「注解」を引用しながらカンティロンの循環論に言及する。フォシオンは紀元前400～300年頃のアテネの軍人・政治家で、ギリシャの国家および人民に対して、徳、理性、節制、労働などを説いていた。マブリは18世紀当時の奢侈論争では奢侈に反対しており、理性や節度のある国家を説くフォシオンの思想に共感していた。マブリの「注解」には、七年戦争で敗戦したフランスの精神的墮落に対する諷言ばかりでなく、フィジオクラシー政策の行方を案じた批判も込められている。

カンティロンは『商業試論』で、貨幣の流通速度が増大すると現金の増加と同じ効果をもつことを指摘した上で、循環の直接的な契機となる貨幣が増加する原因を、国内の鉱山から生じる場合と、貿易差額から生じる場合とに分けて説明している。いずれの場合でも、「貨幣の増加はそれに比例した一国の消費の増大をひき起こし、それがしだいに価格の高騰を生む」(Cantillon [1734] 1755, 67, 訳 107) ことになり、「新しい貨幣は消費に新しい動きを与え、そのうえ流通に速さを与える」(Cantillon [1734] 1755, 74, 訳 117)。しかし、その一方で、「豊富な貨幣は奢侈に耽ける多くの富裕な個人を生み」、「この国の貨幣は、こうした奢侈品の支払いのために、外国に流出する」ことになるので、国家は窮乏し衰退する。このような転落を防ぐ方策として、景気が後退する前に「君主または立法府は、貨幣を引き揚げ、それを不測の場合に備えて保管し、強制や欺瞞の手段以外のあらゆる手を尽くして貨幣の流通を遅くするように努力すべき」(Cantillon [1734] 1755, 76, 訳 119) だとカンティロンは述べる。しかし、カンティロン自身でさえ、こうした金融引締め政策を景気が過熱する中で適切

---

<sup>4</sup> マブリは、フィジオクラシーの専制とその自由放任政策に反対し、平等と共有財産に基づいた自然的秩序と、さらには共産主義を主張した。古代ギリシャの政治対話を翻訳したとされる『フォシオン対話』はマブリの生前に広く読まれていたが、J. J. ルソーはこれを自身の著作の剽窃と見なしてマブリと絶交した。マブリの弟は、『感覚論』『商業と統治』で知られる E. B.de コンディヤック。

な時期を見極めて行うことは不可能だとしていた。

そこで、カンティロンは、一国が豊富な貨幣によって引き起こされてしまった逆境を回復して再建を図るための2つの対処法を提示する。それは、実際の貿易バランスを毎年継続的に有利に保てるようにすることと、製造加工業を繁栄させることである。前者についての理由は、国家が困窮して貨幣が希少になったときにこそ、外国より安い価格で輸出できる状態にあるため、輸入を抑えれば貿易差額を蓄積できるからであり、後者については、製造加工業は多くの国内雇用を生み出すからである。それでも、貨幣がまたその国家で豊富になれば、大量の消費と奢侈が行われるようになり、同様の経過を経て次の衰退に陥ることになる (Cantillon [1734] 1755, 79, 訳 125)。

マブリは、いかなる時期に金融引締め策を行うにせよ、「逆に、彼ら〔国民〕は節約を政治的な害悪だと見なすだろう」(Graslin [1767] 1911, 194)とカンティロンに同調しながらも、提示された2つの対処法より、理性や節度によって衰退からの回復を図るフォシオンの政策を支持する。マブリにとってフォシオンの思想は、カンティロンの「豊かさと貧窮との循環を繰返すことしか考えない政策より優っていた」のである (Graslin [1767] 1911, 195—196)。

#### 4. 累進消費税と関税論の結合

カンティロンが景気後退局面では貿易バランスの有利な維持と製造加工業の繁栄によって回復させる必要を主張したことについて、マブリは奢侈と吝嗇を鎮めた習俗の必要性を強調したが、グラスランはマブリの観念的理想論とは異なる議論へ導いていく。つまり、カンティロンの貨幣的循環に対する認識についてはマブリと同様に認める一方で、貨幣過多による国内での高価が貿易に不利に作用するのを予防するために「彼〔カンティロン〕の国が最初に用いた」方法、即ち、自国に有利なように関税を操作する方法を、カンティロンが論じていないことを、グラスランは「驚くべきことである」と批判し、「外国の食糧と加工品がその国に入るのを妨げ、…それらに税を課し、…国内の食糧と商品の輸出を優遇する…関税は単なる禁止法より効果的な方法である」(Graslin [1767] 1911, 196—197)と主張する。

現実に陥りつつある国家の貧窮と衰退を回避して財政を再建する一手段としたこの関税による税収に加えてグラスランが提案したのは、これまで税を免れて過度な豊かさを享受している特権階級や高所得を得ている富者が、「富の序列」における規範的下位の財の消費を行う際に、消費税を課すことであった。こうして、グラスランは、富者の担税能力に基づいて関税と累進的消費税を融合させる次の2点を導出する。

(1) 景気の後退期に入り相対的に高価となっている自国の商品の価値を維持する必要がある場合は、自国商品と競合する外国の安価な商品の輸入に関税をかけなければならないこと。それでも、それは両国での価格差に応じたものでなければならないこと。

(2) 国内の奢侈品産業に必要な原料を外国から輸入する際、関税を課すことで、その関税分が完成した価格に上乗せされ、さらに、その奢侈品価格に課される国内での累進的消費税を富者が負担することで、国家はより多くの税収を得ることができるということ。

(Graslin [1767] 1911, 190—191)

グラスランの累進的消費税論と関税論は、カンティロンの循環論の中の関税政策の欠如を批判的に受容しながら、市場での主観的な消費行動と結束させたロジックとなっている。グラスランは、関税の根拠をカンティロンが提示した循環論に置きながらも、カンティロンとは異なり、貿易差額によらない再建方法を示した。それは、関税を正当化しながら外国との取引を行う中で、関税分も含んだ輸入奢侈品原料で製造され、国内の高価な奢侈品に高率の消費税を課すことで、それまでの免税富裕層からも税収を得ることであった。

消費税が個人税より多くの費用を伴うことは、グラスランも認めている。それでも、国家による行政サービスは国民にとっての欲求対象物であり、税と交換されるという交換メカニズムの想定の中で、グラスランは、免税階級が撤廃されて国民全体が各々の能力と資力に応じて税を確実に負担する適正な税制度であれば、そのために必要な徴税費用分が増額されるとしても、その増額分は、交換される行政サービス—国家による保護、安全の確保、公正、そして分配の平等—の保証を可能にする、適正な税の一部分を成すものだと考えるのである。(Graslin [1767] 1911, 200).

## 5. おわりに

土地単一税を農業王国の最適な税制としたフィジオクラシーの教義は、自然の無償の贈物である純生産物を持つ土地所有者にのみ担税能力を認めて、免税特権階級に対しては担税の論拠を適用しなかった。後に、スミスは税に関する四原則のうちの1つである公平原則として、税負担は各人が享受する収入に比例して納めるべきだと述べる (Smith [1776] 1976, Book V Chap.2 Sec. 2) が、フィジオクラートによる土地単一税は、この公平原則に則っていないことになる。

グラスランは、スミスともフィジオクラートとも異なる「税は収入には課さず支出に課す」(200) という理念を掲げていた。免税特権階級にも課税というメスを入れ、必需品から奢侈に至る規範的度合に応じた消費の効用享受に比例する課税を公平と見なすグラスランの累進的消費税が、たとえ煩雑で徴税費用が必要であるとしても、現実に実現していたなら、特権階級から得られた税収は財政再建の一助となったであろう。結局、フィジオクラートが絶大な勢力を誇る中では、グラスランの累進的消費税案は実現しなかった。それでも、主観価値理論の規範的な側面を論拠として免税特権階級にまで及ぶ累進的消費税の提言がグラスランによって公表されると、当時は論議の的となっていたのである。〔文献は当日提示〕